

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人麻葉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第10条、第21条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条2項に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

ただし、非常勤役員については、賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 評議員には、業務に応じた報酬を支給する。
- 3 評議員選任・解任委員には、業務に応じた報酬を支給する。
- 4 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬を支給する。
- 5 評議員選任・解任委員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
ただし、正規の勤務時間外に開催される評議員選任・解任委員会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合において、評議員選任・解任委員に準じて報酬を支給する。
- 6 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任・死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間2,000万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 この法人の全評議員の報酬総額は、年間37万円以内とする。
- 4 この法人の全評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間16万円以内とする。
- 5 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表1「役員等の報酬の額」に定める額とする。
また、施設管理者としての理事については、職員としての給与等が支給されるため、常勤理事の報酬月額は支給しない。
- 6 非常勤理事に対する報酬額は、別表1「役員等の報酬の額」に定める額とする。
- 7 常勤監事以外の報酬額は、別表1「役員等の報酬の額」に定める額とする。
- 8 評議員の報酬は、別表1「役員等の報酬の額」に定める額とする。
- 9 評議員選任・解任委員の報酬は、別表1「役員等の報酬の額」に定める額とする。
- 10 常勤役員に対する退職手当は、別表2に定める算式により算出された額とする。
ただし、経営状況により算出額を減額することができる。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。
- 4 別表第1による費用弁償額が適当でない場合は、別表第3により支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤理事及び評議員、監事、評議員選任・解任委員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年11月22日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。

別表1 役員等の報酬の額（第4条関係）

(1) 常勤理事

役職名	報 酬 の 額	勤務日数
理事長	限度額 1,000,000 円/月	週 5 日以内

(2) 非常勤理事

報酬の種類	報 酬 の 額	費 用 弁 償 額
理事会等会議出席報酬(日額)	10,000 円/日	3,000 円/日
理事事業務報酬(日額)	10,000 円/日	3,000 円/日

(3) 監事

報酬の種類	報 酬 の 額	費 用 弁 償 額
理事会等会議出席報酬(日額)	10,000 円/日	3,000 円/日
監事監査等監事業務報酬(日額)	10,000 円/日	3,000 円/日

(4) 評議員

報酬の種類	報 酬 の 額	費 用 弁 償 額
評議員会等会議出席報酬(日額)	10,000 円/日	3,000 円/日
評議員業務報酬 (日額)	10,000 円/日	3,000 円/日

(5) 評議員選任・解任委員

報酬の種類	報酬の額	費用弁償額
評議員選任・解任委員会等 会議出席報酬(日額)	10,000 円/日	3,000 円/日

別表2 常勤役員の退職金算定式(第4条第10項関係)

$$\boxed{\text{最終報酬月額} \times \text{再任年数} \times \text{係数}}$$

※上記係数は、理事長の場合は2.0、常務理事の場合は1.0とする。

※上記在任期間は1か年単位とし、端数は月割りとする。

ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表3 費用(第5条第4項関係)

事項	費用弁償額
会議等への出席 (公共交通機関利用)	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
会議等への出席 (公共交通機関利用なし)	自家用車利用の場合は、18円/km、小数点以下は切り上げで計算する
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費(研修会出席者負担金、資料代等)	職務執行に必要な額